

【タイトル】税務研究部会・6月研修会

【日時】 平成19年6月15日(金) PM2:00~4:00

【場所】法人会館

【演題】「平成19年度税制改正の概要」

【講師】上園審理担当上席調査官

【内容】

(1) **減価償却制度** 《平成19年4月1日以降に取得する資産》では、残存価格及び償却可能限度額(95%)を廃止し、1円(備忘価格)まで償却できる。《平成19年3月31日以前に取得した資産》では、償却可能限度額に到達後、5年間で1円まで均等償却できる。

(2) 《**役員給与**》 定期同額給与(会計期間開始日から3ヶ月经過日にする改定が要件だった)では、通常改定・臨時改定・業績悪化改定のそれぞれ毎に要件を満たしているかで判定。 事前確定届け出給与での届出期限は、株主総会(職務執行開始日)から1ヶ月以内に変更。同日が会計期間開始日から4ヶ月を経過する場合は4ヶ月经過日とする。

(3) **特殊支配同族会社の役員給与の損金算入**では、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円(改正前は800万円)に引き上げる。

(4) **特定同族会社の留保金課税**の適用対象から、資本金又は出資金の額が1億円以下の会社を除外。



詳しい資料で 丁寧に解説